

監査結果公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により次のとおり公表します。

平成19年度定期監査（後期）の結果について

平成20年2月21日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 池本信秀

東かがわ市監査委員 楠田敬

第 1. 監査の内容

平成19年4月1日から平成19年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとり行なわれているかどうかについて監査した。

第 2. 監査の対象

部 局 名 等	課 名 等
総 務 部	総務課、企画財政課、税務課、統括窓口センター
事 業 部	上下水道課、建設課、土地対策室、経済課、商工観光室、 工事監察室
市 民 部	人権推進室、福祉課、保険課、環境衛生室、子ども・健康課 平和保育所、小海保育所、湊保育所、福栄保育所、 西町保育所、中筋保育所、町田保育所
教 育 委 員 会	生涯学習課、学校教育課、相生小学校、引田小学校、 本町小学校、白鳥小学校、福栄小学校、三本松小学校、 誉水小学校、丹生小学校、引田中学校、白鳥中学校、 大川中学校
議 会	議会事務局
出 納	出納室
監 査	監査委員事務局

第 3. 監査の期間

平成20年1月23日から平成20年2月4日まで

第 4. 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼をおき、行政監査的視点（法令遵守）も加味して実施した。

監査に当たっては、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、各所属庁舎に出向き説明を聴取し、実施した。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

また、新たに物品・備品に対する調査、報酬・報償に関する調査を追加し監査を行った。

第5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽易な事項については、その都度関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、指摘及び改善を要する事項は次のとおりである。

なお、今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

なお、この監査の結果を参考として、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項に基づき、その旨を通知されたい。

今回の監査で指摘及び改善を求める事項

◎各課（本庁関係等）個別事項

【 総 務 部 】

○総 務 課

（イ）職員定員適正化計画に基づき、平成14年度から平成25年度まで12年間の数値目標として全職種において▲130名を削減することを目標としているが、平成19年度までの実績を見てみると計画においては▲78名削減に対し、実数▲計109名と計画に比して急激で大量の職員減となっている。

また一方、職員の休暇等の状況を見てみると一部の課・室によっては休日出勤の代休も、十分取得出来ない状況にあり、年次休暇は勿論取得できないような部署もあった。今後、業務量に応じた適切な人員の配置を考慮し、人事管理を行うこと。

なお、業務内容等によりアウトソーシングできるものは今後も推進すべきである。

更に行政組織の統廃合や業務内容の見直し等を検討し、組織の再構築も視野に入れ、行政サービスの低下をまねくことなく、年齢構成も偏らないなどを考慮した計画的採用を検討のうえ、危機管理（地震・水防・防疫等）に対応できるような将来を見据えた東かがわ市職員の定数適正化について、平成20年度において計画の見直しを行うよう求めます。

（ロ）監査の方法の中でも記述しているが、平成19年度の定期監査（前期・後期）においては財務事務、経営事業に関する監査に併せ、行政的監査も実施し、特に市の管理施設のコンプライアンス（法令遵守）と危機管理マニュアルの作成状況についての事項を重点に行ったが、ほぼ整備されていた。

尚、本庁（3庁舎）関係については、緊急の事態の発生などの連絡体制及び不審者対応体制等さまざまな庁舎間の危機管理マニュアルが作成されていなかった。早急に必要な事項について検討し作成を行うこと。

又、3庁舎窓口センターにAEDの設置を行うなどの庁舎内の緊急救命器具の設置も併せて求めます。

(ハ) 選挙管理において、香川県議会議員選挙をはじめ5選挙が執行されているが、選挙事務従事者(職員)についての選挙手当を見てみると、管理職と管理職以外の職員も選挙事務内容、従事時間等は同じであるとの考えにより、選挙手当は一律の算定基礎のため同額である。その支出根拠は、国の示した積算基礎及び算定方法により支出されている。

しかし、今後は東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づく支出や選挙事務従事者手当規則の制定なども含め検討を行なうこと。

○企画財政課

(イ) 各種団体への補助金、助成金に関して平成18年度の定期監査においても公益性、効果性の観点から十分に検討を行うよう意見を述べている。

そこで、平成19年8月～9月にかけて企画・財政グループにおいて、団体補助金の交付に関する基準を次の3つの観点より(1)事業の公共性(目的)(2)事業の効果性(有効性・効率性・適時性)(3)団体等の的確性により団体補助金等の見直しに関する調査を実施している。調査団体157団体、平成19年度助成交付予定額470,853千円と市政運営上、歳出に大きなウエイトを占めている。

見直した結果を総合評価において、24団体、交付予定額11,328千円の補助金の削減や削減すべきものとの調査結果も出ている。

今後、重点対象事項の団体については、東かがわ市補助金等適正化審査会において見直しを図り廃止も含め、関係団体に対し適正な補助金交付を行うことを求めます。

(ロ) 財産台帳については、東かがわ市公有財産管理規則第8条に基づき平成20年度中に普通財産については整備完了し、使用目的のない遊休地を洗い出し、財産の売払及び貸し付けの促進を図り管理経費の削減と併せて、財源の確保に努めること。

○税務課

(イ) 市税の適正で確実な収納による財源確保に取り組んでいるが、本年度の口座振替件数の移行を見てみると、市民税、国保税については微増であるが加入率は向上しているが、軽自動車税、固定資産税は前年度に比してほぼ横ばいである。

今後も納税義務者に対し、利便性と納期内納付の啓発を行い口座振替の向上を図るよう努力を求めます。

(ロ) 主な自主財源である市税等の収納状況報告明細を見てみると、平成19年度から三位一体改革において、所得税より一部税移譲された市民税についての収納率

は導入前の平成18年度より0.08ポイント高く予想された収納率の低下は見られなかった。

しかし、滞納額（収入未済金）は年々増加の傾向にあり、財源の確保の観点及び善良な納税者に対する税の公平性からしても徴収率向上に徴収職員の増員を図るなど一層の努力と徴収方法の検討を求める。

（ハ）固定資産及び償却資産の課税もれ等について、全課をあげて、適切な対応を行なうこと。

○統括窓口センター（白鳥窓口）

（イ）平成19年度10月より市民サービスの向上を図るため、毎月2回（第2、第4日曜日）日曜開庁を実施されている。

サンデーサービス実施状況、7回の実績（10月14日～平成20年1月13日）の提出を求め市民利用状況を見てみると取扱件数1日平均58件、来庁者数1日平均31名と利用者も多く、仕事や家庭の都合などで平日に市役所に来庁出来ない市民の窓口サービスに寄与している。

今後、さまざまな機会を通じ市民に周知すると共に、市外・県外の出身者にも東かがわ市のサンデーサービス制度のPRを継続的に図られたい。

【 議 会 】

○議 会 事 務 局

（イ）政務調査費について、当該年度の交付申請書、交付決定通知書、交付請求書など関係書類は条例及び規則に基づき提出されていた。

又、前年度の収支報告書（様式第4号）の提出を求め政務調査費使途基準により適正に処理されているか、会計帳簿等の整理保管が期限から5年間保管されているか等について監査した結果、概ね適正に処理されている。

尚、使途内容のうち、市内及び近郊の研究調査に要する交通費（ガソリン代）及び通信運搬費（携帯電話代）については、使途が政務調査と明確に確認することが出来なかった。事務局の説明により了解したが、今後、政務調査と特定しうる領収書、証明書のないものについては、政務調査費の使途対象外とすることを求めます。

備品購入費については、事務所費の中に対象としているが、東かがわ市の場合、政務調査費が議員個人に対し交付されているので、備品を購入した場合、議員の資格が喪失した後も又、減価償却期間終了後においても残存価格が発生するため、原則リース契約により備品の対応をされたい。

【事業部】

○上下水道課

(イ) 水道料金の滞納整理業務については、東かがわ市水道条例及び施行規則に基づき請求及び滞納整理が適切に行われている。

又本年1月より水道料金交渉内容記録票の作成を行うなどしているが、提出を受けた資料により内容の監査を行った決果（4月～11月）通常請求の中で水道料金の未納者に対する督促状の発行が、毎月平均450件程度、全体利用者の3%であった。

その督促状の送付により、約半数程度、1.37%が納付されている。

更に、3ヶ月分以上の未納者及び1～2ヶ月分（短期）未納者に対しても、年2回給水停止業務（催告から停水までの業務）を計画し、本年は第1回を8月に実施し、収納額5,091千円の実績をあげている。

併せて、悪質な利用者に対して給水停止措置を101件実施、厳しい対応を行っている。

尚、過年度未収金については4月から12月までの間に、集金人及び水道課職員による戸別訪問集金により13,116千円の未収金回収を行うなど、水道会計の営業収益の確保に努力している。

しかし、年度別未納額は平成19年12月末現在で、35,589千円と依然として多額のうち2名（3栓）は高額の未納者であるので、納付義務を果たしている市民に対して公平性を保つためにも、条例や規則に基づき、初期の段階で、厳しい毅然とした対応を行うことを求めます。

(ロ) 水道料金の収納については、東かがわ市水道事業規程第2条により企業出納員及び現金取扱員を置くとなっている。

一方、市長は、東かがわ市出納員規則第2条にて会計管理者の事務を補助させるため、市に出納員を置く。第3条においては、出納員の一部を分任させるため、必要と認めるときは、分任出納員を置き、委任する事務内容も定めているが、普通会計（一般会計、特別会計）に係る公金の収納であり、企業会計（水道事業）の水道料金については、規定していない。

現実には、出納員規則に定めた出納員が出納室や窓口センター等で収納を行っている。このように普通会計と企業会計との公金の取り扱いについては、東かがわ市会計管理者に対する事務委任規則（仮称）の制定をする必要があるのではないかと検討を行うこと。

(ハ) 所管する指定管理者施設の簡易水道施設（6施設）の指定管理者と東かがわ市との協定書第10条に基づく各施設別の事業報告書及び業務報告書の提出を求めたところ一部の施設において、總會の日付の記載がなく又、毎決算期間終了後30日以内の市長に対する報告がなされていないなど協定書に基づく行為が成されていない

事例があった。

平成20年度からは、所管課によりこのようなことのないようご指導されたい。

○商工観光室

(イ) 所管する施設の指定管理のうち、絹島いこいの里条例に基づく施設ベッセルおおち(指定管理者 株式会社ベッセル)について、平成19年12月31日をもって業績不振により指定管理者の指定替えを行い、株式会社「創裕」に経営が引き継がれ民営移管されている。

前年度の定期監査において、監査結果報告にも指摘していたが、平成18年8月30日に2金融機関より運転資金として、60,000千円の借入を行い、借入資金について東かがわ市の損失補償付借入金があり、返済にあたっては運営改善を行い独自の努力により返済を行うよう求めたところであるが、結果として、経営改善の時期の遅れ、危機管理(レジオネラ菌の対応の不備)に対する意識の稀薄さにより指定替えに至ったものである。

その結果、指定管理者の指定替えにより株式会社ベッセルおおちの精算を3月末日に行うとのことであるが、昨年、監査結果にもあげた東かがわ市の損失補償付借入金のうち約50,200千円を、東かがわ市が公金より金融機関に対して補てんし精算することとなるとの所管課の説明であった。

このように市の公金で株式会社ベッセルを救済、精算し、解散するのであれば、市民(納税者)に対し、責任の所在と精算、解散に至った経緯の説明責任を果たすことを求めます。

(ロ) 東かがわ市商品券事業の運営について、東かがわ市商工会との協議が進みつつあり、①業務内容のリニューアル ②事業の役割分担 ③新券への移行期間等 具体的に醸成しつつあるが、商品券利用者のより良い利用方法、利便性も考慮し、商品券事業の見直しを図ること。

【市民部】

○人権推進室

(イ) 住宅新築資金等貸付金償還金の滞納状況については、貸付件数13件、滞納額27,317千円(平成19年4月1日)である。平成19年12月末日までに703千円の償還となっている。納入者の諸事情もあり大変な徴収業務であるが、1名の法定相続人の調査中を除き、借入者及び保証人等とも常に連絡、個別訪問を行い返済計画に基づき少額ではあるが償還されている。今後も継続して努力いただきたい。

又、所管課において現在使用中の住宅資金貸付金管理台帳は、旧町原簿及びその他2冊の台帳で償還金の消し込みを行っている。事務的にも煩雑であるので、この3冊の管理台帳を統合してはどうか、室内で検討し、一冊の台帳により行うこと。

(ロ) 人権啓発の推進を図るため各種県外研修に参加し、努力されているところではあるが、市財政厳しい折、参加費用（参加人数、回数等）を精査されたい。

○福祉課

(イ) 老人福祉の中で多年にわたり社会に貢献した高齢者の長寿をお祝いし、かつ高齢者自ら生活の向上が図れるよう次の事業が実施されている。

(1) 長寿祝金 80歳（1万円）、88歳（2万円）、99歳以上（3万円）

(2) 敬老会 75歳以上を対象に市内3会場で開催

(3) 高齢者訪問 高齢者を激励するため、市長が特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設訪問、及び100歳以上の高齢者の家庭訪問を実施。

など、高齢者に対する敬愛の念はうかがえるが、敬老会事業について本年度予算11,746千円の実績を見てみると、平成18年度 市内対象者数5,421人、参加率27.63%、平成19年度 5,576人、参加率22.53%と前年比で対象者が155人（増）、参加率▲5.1%（減）になっている。

将来的にも対象者は増加する中で、参加者は減少傾向にあると思われるので、今後の敬老会については開催内容の充実や小学校区毎の開催、多くのボランティアの参加等も含め関係団体とも検討を行うことを求めます。

○保険課

(イ) 国民健康保険事業の基本方針である東かがわ市総合計画基本構想に示されている「前期基本計画」や「介護保険事業計画」及び「介護予防の要支援制度」又、「笑顔はつらつヘルスプラン」との推進と実施を図ると共に、社会教育施設、公民館活動における健康づくり等すべての行政機関が連携し、東かがわ市として肥大化が見込まれる医療費や介護保険費を圧縮に繋げるよう努力し、財政負担の軽減を図ること。

この度、国の医療制度（後期高齢者医療制度）改革に伴い、円滑な業務が遂行されますよう広報、ホームページ等で、なお一層のPRに努められたい。

○子ども・健康課

(イ) 平成19年11月上旬に前期監査にて市内各幼稚園（7施設）を実施、後期監査では、市内各保育所（7施設）について実施したが、幼稚園・保育所とも入園（所）児数は、出生率の低下により急激に少子化が進み、減少している。

そのうえ各施設についても、昭和45年前後の建築が多く、老朽化が進んでおり、特に大内地区の施設については著しい。

また、昨今の社会情勢からくる保護者の就労意識の向上等ライフスタイルの変化により、園（所）に子どもを預ける形態が、多様化している現状がある。

このような課題を踏まえ、東かがわ市幼保一元化に向けた検討委員会が、さまざまな内容を検討し、平成20年3月に東かがわ市就学前・保育推進審議会より最終答申

書が提出されるとのことであり、国の推進する「認定こども園」の早期実現に向け努力すること。

○市内保育所（共通）

（イ）市内保育所の保育料、教材費納入記録簿及び給食費納入記録簿について、監査を行ったところ各保育所独自の様式により納入記録されているが、保護者からの納入金額のみ記載されている保育所や納入人数や未収金の記入欄が無いような様式も見受けられた。

そこで統一的な様式を作成し、誰がいつ見ても分かるような納入記録簿により会計管理を行うこと。

（ロ）市内保育所において、危機管理マニュアルの確認を行ったが、各保育所すべて策定され、安全管理体制は徹底していた。

【教育委員会】

○生涯学習課

（イ）社会教育施設の老朽化に伴い平成19年7月～10月の間に三本松公民館の講堂の撤去工事が行われ、建物面積▲601.14㎡が財産台帳より減されている。

しかし、この建物の位置は東かがわ市公民館条例では、東かがわ市三本松860番地と明記されているが、公正図により確認すると、三本松862番地2となっている。

正確な位置に条例の修正を行うこと。

○学校教育課

（イ）東かがわ市奨学金貸付基金の未償還金について監査したところ、平成18年度末（平成19年3月31日現在）において未納者数29名、未償還金額5,466,250円である。

所管課において、平成19年度は悪質または償還が困難である未納者を中心に督促、訪問、連帯保証人に連絡するなど償還の請求の強化を行った。又、自己破産により債権が消滅した奨学生に係る不納欠損処分 380,000円を行うなど、返還金の徴収に努力した。その結果、前年度に対し不納欠損と併せ1,901,000円の未納金の減少となり、平成19年12月末現在、未納者15名 未償還金3,565,250円となっている。

東かがわ市奨学金条例第1条（目的）優れた素質と強い向学心を持ちながら経済的理由により修学に困難がある者に対し、奨学金の貸付を行うことにより社会に有為な人材の育成に資するとともに、修学の促進を図る。（抜粋）とある。

この本来の目的に対して、未納者は規範意識の低下により、償還意識が薄れてい

るのではないのかと思われる。

今後、督促の強化及び連帯保証人への請求の一層の強化を図るとともに、奨学金制度の（目的）を「未納者」や「未納予備軍」に対し、督促と併せて文書にて年2回程度、再認識を促すことを求めます。

○市内小・中学校（共通）

（イ）学校備品管理については、平成16年度に学校備品管理ソフトを導入、構築し、平成17年度より本稼働している。現在、市内小中学校11校において、その管理ソフトにより備品の管理が適正に行われていた。

又、所管課において、「備品管理の手引き」を作成するとともに定期的な学校事務職員との事務打ち合わせにより、学校間の入力作業等の整合性を図るなど、適切な指導を行っている。今後も継続的に適正な備品管理が行われることを求めます。

（ロ）危機管理に対するマニュアルについては、市内各学校において予想される学校での危機を項目別に掲げ（1）学校でのあらゆる事故（2）施設・設備による事故等6項目にわたり対応の流れが、フローチャートにより策定されていた。

第6. 意見

本市の予算執行の適正化及び運営の合理化、及びコンプライアンス（法令遵守）に資するため、次のとおり意見を付する。

◎各課（本庁関係等）共通意見

本年度より監査体制の強化を図り定期監査の期間を拡大し、前期（出先機関）、後期（本庁機関等）と2回に分け、監査内容の充実を図り、予算の執行状況、業務運営の合理化、備品管理の適正化、法令遵守の徹底化、指定管理施設についての監査結果は下記のとおりである。

（1）財務（予算）の執行については、年度中でもあり、予算費目により執行率の異差はあるが、正確でかつ適正に実施がなされている。

なお引き続き適切な執行を行うこと。さらに最少の予算で最大の効果があげられるよう努められたい。（資料1）

（2）各会計の事務処理については、法令、条例、規則、規程に従い適正に処理されており、特に違背している案件は見当たらなかった。

（3）工事施行に関して入札、請負契約や工事検査、検査復命書、支払命令書、又、物品、備品に購入に係る入札からの契約事務に関し発注から納入にいたる全ての関

係綴りを各課（室）毎に、抽出し監査を行った。その結果、東かがわ市入札・契約例規を遵守しガイドラインに従って適正に事務処理されている。

又、工事監察室を新たに組織化したことにより、監察や検査がより一層透明で厳しいものになり、併せて公共工事の適正な執行と検査が確保されるようになった。今後も継続されることが望ましい。

(4) 東かがわ市営住宅の家賃滞納や住宅新築資金等貸付資金の返還金の滞納、保育料未納など、市税以外の収入未済金が多くあり、常々出納検査においても、早い時期に対応を行うなど指導している。

又、本年度の定期監査を通じて、これら滞納者に対しての回収側の改善策として、未納金回収の専門組織の設置や債権管理担当者の能力向上を図るとともに、全庁あげた体制整備の構築に取り組むことを望みます。

(5) 指定管理に関する施設については、上下水道課、商工観光室、生涯学習課、福祉課、経済課の5課にわたり、43施設が指定管理者により運営管理が行われているが、管理協定書に基づき毎年度提出される事業報告書、収支決算書、次年度の計画書、予算書の内容を担当課において厳しくチェックし、(株)ベッセルおおちのような結果とならないよう注意すること。

又、管理内容の厳しい施設については、早い時期に対応を検討し、対処を行うこと。(資料2)

4. 予算執行状況(1)歳入

平成20年1月4日現在

(単位:円, %)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
1											A	B	C	D	D=B-C-D	B/A	D/A	D/B
2	年度区分		所属名称	会計	款	項	目	名	節	節名称	予算現額	調定額	納欠損	収入額	収入未済額	調定/予算	収入/予算	収入/調定
10	419	0	総務課							一般会計	41,807,000	25,229,768	0	25,229,518	250	60.35	60.35	60.35
47	419	0	企画財政課							一般会計	7,538,557,000	5,573,235,732	0	5,564,760,565	8,475,167	73.93	73.82	73.82
82	419	0	税務課							一般会計	5,136,334,000	5,589,056,506	0	4,208,280,643	1,380,775,863	108.81	81.93	81.93
88	419	0	白鳥窓口							一般会計	19,343,000	13,093,496	0	14,269,817	-1,176,321	67.69	73.77	73.77
90	419	0	五名出張所							一般会計	3,000	2,300	0	2,300	0	76.67	76.67	76.67
93	419	0	引田窓口							一般会計	80,000	35,716	0	35,716	0	44.65	44.65	44.65
95	419	0	大内窓口							一般会計	264,000	211,045	0	204,150	6,895	79.94	77.33	96.73
108	419	0	環境衛生室							一般会計	131,480,000	96,008,868	0	86,453,238	9,555,630	73.02	65.75	65.75
116	419	0	人権推進室							一般会計	5,436,000	29,301,635	0	1,929,601	27,372,034	539.03	35.50	35.50
133	419	0	福祉課							一般会計	452,694,000	188,557,202	0	185,670,081	2,887,121	41.65	41.01	41.01
134	419	0	平和保育所	01	19					一般会計	1,378,000	1,010,580	0	1,010,580	0	73.34	73.34	100.00
135	419	0	小海保育所	01	19					一般会計	790,000	584,550	0	584,550	0	73.99	73.99	100.00
136	419	0	湊保育所	01	19					一般会計	680,000	614,940	0	614,940	0	90.43	90.43	100.00
137	419	0	福栄保育所	01	19					一般会計	1,940,000	1,207,410	0	1,207,410	0	62.24	62.24	100.00
138	419	0	西町保育所	01	19					一般会計	1,341,000	830,135	0	830,135	0	61.90	61.90	100.00
141	419	0	中筋保育所							一般会計	1,195,000	969,465	0	964,965	4,500	81.13	80.75	80.75
142	419	0	町田保育所	01	19					一般会計	1,389,000	954,755	0	954,755	0	68.74	68.74	100.00
156	419	0	保険課							一般会計	355,647,000	55,098,000	0	55,098,000	0	15.49	15.49	15.49
185	419	0	保険課							国保会計	3,413,586,000	1,968,223,768	0	1,967,193,768	1,030,000	57.66	57.63	57.63
220	419	0	保険課							介護保険会計	3,023,565,000	2,138,382,944	0	2,093,875,698	44,507,246	70.72	69.25	69.25
234	419	0	保険課							老保会計	5,062,976,000	3,455,143,800	0	3,455,124,340	19,460	68.24	68.24	68.24
240	419	0	保険課							介護サービス	35,420,000	27,411,235	0	25,797,735	1,613,500	77.39	72.83	72.83
242	419	2	保険課						繰越明許	一般会計	25,000,000	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
246	419	2	保険課						繰越明許	介護保険会計	4,725,000	3,762,000	0	3,762,000	0	79.62	79.62	79.62
260	419	0	子ども・健康課							一般会計	689,142,000	340,380,785	0	334,965,735	5,415,050	49.39	48.61	48.61
278	419	0	経済課							一般会計	243,936,000	88,230,956	0	28,150,299	60,080,657	36.17	11.54	11.54
282	419	2	経済課						繰越明許	一般会計	521,249,000	188,961,912	0	68,800,598	120,161,314	36.25	13.20	13.20
324	419	0	土地対策室							一般会計	16,947,000	5,106,216	0	5,099,825	6,391	30.13	30.09	30.09
327	419	0	上下水道課							一般会計	33,066,000	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
337	419	0	上下水道課							下水道会計	215,332,000	89,492,376	0	88,441,076	1,051,300	41.56	41.07	41.07
346	419	0	上下水道課							農業集落排水建設事業債	452,000,000	162,042,341	0	159,017,236	3,025,105	35.85	35.18	35.18
348	419	2	上下水道課						繰越明許	一般会計	341,000	580,475	0	580,475	0	170.23	170.23	100.00
353	419	2	上下水道課						繰越明許	下水道会計	328,600,000	19,050,000	0	19,050,000	0	5.80	5.80	5.80
356	419	0	出納室							一般会計	1,300,000	6,778,411	0	6,755,301	23,110	521.42	519.64	519.64
365	419	0	学校教育課							一般会計	3,357,000	1,204,972	0	1,184,972	816,439	35.89	35.30	35.30
366	419	0	引田小学校	01	19					一般会計	99,000	95,220	0	95,220	0	96.18	96.18	100.00
367	419	0	相生小学校	01	19					一般会計	40,000	40,020	0	40,020	0	100.05	100.05	100.00

4. 予算執行状況(1)歳入

平成20年1月4日現在

(単位:円, %)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
1											A	B	C	D	D=B-C-D	B/A	D/A	D/B
2	年度区分		所属名称	会計	款	項	目	名	節	節名称	予算現額	調定額	納欠損	収入額	収入未済額	調定/予算	収入/予算	収入/調定
368	419	0	本町小学校	01	19					一般会計	156,000	155,940	0	155,940	0	99.96	99.96	100.00
369	419	0	白鳥小学校	01	19					一般会計	83,000	83,260	0	83,260	0	100.31	100.31	100.00
370	419	0	福栄小学校	01	19					一般会計	31,000	30,820	0	30,820	0	99.42	99.42	100.00
371	419	0	三本松小学校	01	19					一般会計	114,000	111,320	0	111,320	0	97.65	97.65	100.00
372	419	0	誉水小学校	01	19					一般会計	103,000	101,200	0	101,200	0	98.25	98.25	100.00
373	419	0	丹生小学校	01	19					一般会計	136,000	130,180	0	130,180	0	95.72	95.72	100.00
374	419	0	引田中学校	01	19					一般会計	77,000	75,900	0	75,900	0	98.57	98.57	100.00
375	419	0	白鳥中学校	01	19					一般会計	144,000	143,520	0	143,520	0	99.67	99.67	100.00
376	419	0	大川中学校	01	19					一般会計	170,000	166,060	0	166,060	0	97.68	97.68	100.00

4. 予算執行状況(1)歳出

平成20年1月4日現在

(単位:円, %)

年度	区分	所属名称	会計	款	項目	目名称	節	節名称	A 予算現額	B 負担行為額	C 支出額	D=A-B 配当残額	E=A-C 予算残額	B/A 負担/予算	C/A 支出/予算
19	0	議会事務局						一般会計	182,937,000	130,380,417	129,764,151	52,556,583	616,266	71.27	70.93
19	0	監査委員事務局						一般会計	3,006,000	1,225,934	1,225,934	1,780,066	0	40.78	40.78
19	0	総務課						一般会計	3,696,984,000	2,870,660,686	2,834,830,507	826,323,314	35,830,179	77.65	76.68
19	2	総務課				繰越明許		一般会計	1,649,000	1,648,500	1,648,500	500	500	99.97	99.97
19	0	企画財政課						一般会計	2,841,313,000	1,261,081,400	1,238,949,738	1,580,231,600	22,131,662	44.38	43.60
19	0	税務課						一般会計	91,778,000	76,437,987	50,153,106	15,340,013	26,284,881	83.29	54.65
19	0	白鳥窓口						一般会計	14,191,000	8,617,453	5,763,385	5,573,547	2,854,068	60.72	40.61
19	0	福栄出張所						一般会計	1,411,300	1,028,634	993,503	382,666	35,131	72.89	70.40
19	0	五名出張所						一般会計	1,900,700	976,648	887,442	924,052	89,206	51.38	46.69
19	0	引田窓口						一般会計	24,068,000	17,737,586	16,022,894	6,330,414	1,714,692	73.70	66.57
19	0	大内窓口						一般会計	16,935,000	12,514,308	12,077,403	4,420,692	436,905	73.90	71.32
19	0	環境衛生室						一般会計	733,296,000	687,252,100	639,242,965	46,043,900	48,009,135	93.72	87.17
19	0	人権推進室						一般会計	23,300,000	18,674,496	17,821,146	4,625,504	853,350	80.15	76.49
19	0	福祉課						一般会計	914,028,000	626,866,330	584,702,261	287,161,670	42,164,069	68.58	63.97
19	0	平和保育所						一般会計	11,951,000	8,482,109	8,422,259	3,468,891	59,850	70.97	70.47
19	0	小海保育所						一般会計	6,953,000	4,492,279	3,732,079	2,460,721	760,200	64.61	53.68
19	0	湊保育所						一般会計	6,323,000	4,216,894	4,168,594	2,106,106	48,300	66.69	65.93
19	0	福栄保育所						一般会計	6,550,000	3,964,259	3,915,959	2,585,741	48,300	60.52	59.79
19	0	西町保育所						一般会計	10,049,000	6,100,156	6,045,556	3,948,844	54,600	60.70	60.16
19	0	中筋保育所						一般会計	10,387,000	7,062,043	7,021,093	3,324,957	40,950	67.99	67.60
19	0	町田保育所						一般会計	11,650,000	7,429,003	7,374,403	4,220,997	54,600	63.77	63.30
19	0	保険課						一般会計	1,533,454,000	916,416,005	886,554,005	617,037,995	29,862,000	59.76	57.81
19	0	保険課						国民健康保険会計	4,566,267,000	3,082,123,067	3,053,059,697	1,484,143,933	29,063,370	67.50	66.86
19	0	保険課						介護保険会計	2,990,794,000	1,864,121,144	1,855,939,069	1,126,672,856	8,182,075	62.33	62.06
19	0	保険課						老人保健会計	5,062,976,000	3,260,778,974	3,259,407,674	1,802,197,026	1,371,300	64.40	64.38
19	0	保険課						介護サービス会計	33,020,000	24,550,557	24,318,087	8,469,443	232,470	74.35	73.65
19	0	子ども・健康課						一般会計	1,035,973,000	759,639,000	714,186,152	276,334,000	45,452,848	73.33	68.94
19	0	経済課						一般会計	573,790,000	287,761,069	219,811,390	286,028,931	67,949,679	50.15	38.31
19	0	経済課				繰越明許		一般会計	43,855,000	42,977,776	34,913,776	877,224	8,064,000	98.00	79.61
19	0	商工観光室						一般会計	281,643,000	198,051,595	196,098,386	83,591,405	1,953,209	70.32	69.63
19	0	商工観光室						商品券会計	27,960,000	13,967,571	13,967,571	13,992,429	0	49.96	49.96
19	0	建設課						一般会計	628,790,000	221,788,077	150,765,461	407,001,923	71,022,616	35.27	23.98
19	0	土地対策室						一般会計	5,916,000	4,209,807	3,232,765	1,706,193	977,042	71.16	54.64
19	0	上下水道課						一般会計	487,120,000	246,523,140	245,184,600	240,596,860	1,338,540	50.61	50.33
19	0	上下水道課						農業集落排水会計	445,042,000	316,221,173	142,878,773	128,820,827	173,342,400	71.05	32.10
19	0	上下水道課				繰越明許		一般会計	10,521,000	10,521,000	10,521,000	0	0	100.00	100.00
19	0	上下水道課						下水道会計	534,571,000	430,754,511	264,576,383	103,816,489	166,178,128	80.58	49.49
19	0	出納室						一般会計	9,037,000	427,363	427,363	8,609,637	0	4.73	4.73

4. 予算執行状況(1)歳出

平成20年1月4日現在

(単位:円, %)

年度	区分	所属名称	会計	款	項目	目名称	節	節名称	A 予算現額	B 負担行為額	C 支出額	D=A-B 配当残額	E=A-C 予算残額	B/A 負担/予算	C/A 支出/予算
419	0	学校教育課						一般会計	147,955,425	105,923,039	90,991,364	42,032,386	14,931,675	71.59	61.50
419	0	引田小学校						一般会計	11,934,000	6,093,002	5,991,887	5,840,998	101,115	51.06	50.21
419	0	相生小学校						一般会計	9,317,640	5,496,099	5,403,656	3,821,541	92,443	58.99	57.99
419	0	本町小学校						一般会計	13,709,511	7,536,449	7,368,973	6,173,062	167,476	54.97	53.75
419	0	白鳥小学校						一般会計	11,039,194	6,009,560	5,896,790	5,029,634	112,770	54.44	53.42
419	0	福栄小学校						一般会計	6,842,842	3,294,376	3,131,416	3,548,466	162,960	48.14	45.76
419	0	三本松小学校						一般会計	12,375,790	7,421,844	7,191,390	4,953,946	230,454	59.97	58.11
419	0	誉水小学校						一般会計	10,738,039	6,006,551	5,783,646	4,731,488	222,905	55.94	53.86
419	0	丹生小学校						一般会計	12,194,984	7,452,469	7,238,426	4,742,515	214,043	61.11	59.36
419	0	引田中学校						一般会計	14,454,972	9,751,002	9,226,271	4,703,970	524,731	67.46	63.83
419	0	白鳥中学校						一般会計	18,301,512	11,263,803	11,051,808	7,037,709	211,995	61.55	60.39
419	0	大川中学校						一般会計	17,271,091	11,322,332	11,141,207	5,948,759	181,125	65.56	64.51

指定管理者制度導入施設一覧

番号	内番	所管課	施設名	条例名	指定管理者	指定期間	期間	公募・非公募	
1	1	上下水道課	鈴竹地区簡易給水施設	東かがわ市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例	鈴竹地区簡易給水組合	平成17年6月22日～平成21年3月31日	4.9	公募	
2	2		上払川地区簡易給水施設		上払川地区簡易給水組合				
3	3		上長野地区簡易給水施設		上長野地区簡易給水組合				
4	4		大楯地区飲料水供給施設		大楯地区飲料水供給施設管理組合				
5	5		長野東地区簡易給水施設		長野東地区簡易給水組合				
6	6		日下地区飲料水供給施設		日下上水道管理組合	平成19年4月1日～平成24年3月31日			5
7	1	商工観光室	東かがわ市安戸池漁業体験学習施設の設置及び管理に関する条例	東かがわ市地域産物展示販売施設の設置及び管理に関する条例	株式会社ソルトレイクひけた	平成16年4月1日～平成18年3月31日	5	公募	
8	2		東かがわ市地域産物展示販売施設						
9	3		大池オートキャンプ場						東かがわ市キャンプ場の設置及び管理に関する条例
10	4		田の浦キャンプ場						
11	1	商工観光室	東かがわ市讃州井筒屋敷	東かがわ市讃州井筒屋敷条例	特定非営利活動法人東かがわ市ニューツーリズム協会	平成17年4月1日～平成22年3月31日	5	公募	
12	1	商工観光室	ベッセルおおち	絹島いこいの里条例	株式会社 ベッセルおおち (株式会社 創裕)	平成18年9月1日～平成19年12月31日 (平成20年1月1日～平成25年3月31日)	1年4か月 5年3か月	非公募 公募	
13	2		健康広場						
14	3		絹島公園						
15	4		絹島キャンプ場						
16	5		スパークおおち						
17	1	商工観光室	東かがわ市とらまるパペットランド	東かがわ市とらまるパペットランドの設置及び管理に関する条例	財団法人とらまる人形劇研究所	平成17年4月1日～平成22年3月31日	5	公募	
18	1	生涯学習課	東かがわ市引田飛翔体育館	東かがわ市体育施設設置条例	財団法人東かがわ市スポーツ財団	平成17年4月1日～平成22年3月31日	5	公募	
19	2		東かがわ市引田体育館						
20	3		東かがわ市引田武道館						
21	4		東かがわ市小海体育館						
22	5		東かがわ市引田野球場						
23	6		東かがわ市引田運動公園テニス場						
24	7		東かがわ市引田テニス場						
25	8		東かがわ市引田運動広場						
26	9		東かがわ市引田多目的広場						
27	10		東かがわ市引田ゲートボール広場						
28	11		東かがわ市引田温水プール						
29	12		東かがわ市しろとり人工スキー場						東かがわ市しろとり人工スキー場条例
30	13		白鳥中央公園						東かがわ市都市公園条例
31	14		宮池親水公園						東かがわ市農村公園条例
32	15	東かがわ市しろとり研修センター	東かがわ市しろとり研修センター設置条例						

資料2

指定管理者制度導入施設一覧

番号	内番	所管課	施設名	条例名	指定管理者	指定期間	期間	公募・非公募
33	1	福祉課	東かがわ市引田社会福祉センター	社会福祉センター設置条例	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会	平成18年4月1日～平成23年3月31日	5	非公募
34	2		東かがわ市白鳥社会福祉センター					
35	3		さつき園	心身障害者小規模通所作業所設置条例				
36	4		ワークハウスたけのこ					
37	5		こすもす					
38	1	経済課	風呂構造改善センター	構造改善センター設置条例	風呂営農組合	平成18年4月1日～平成23年3月31日	5	非公募
39	2		落合構造改善センター		落合営農組合			
40	3		西村構造改善センター		西村営農組合			
41	4		大谷地区高齢者・若者センター		大谷営農組合			
42	1	生涯学習課	とらまる公園	都市公園条例	財団法人東かがわ市スポーツ財団	平成18年4月1日～平成21年3月31日	3	非公募
43	2		東かがわ市大内野球場	体育施設条例		平成18年4月1日～平成21年3月31日	3	